

「I Love 秋田産」のロゴ・ツール等の使用について

(使用者)

第1 「I Love 秋田産」のロゴ・ツール等の使用は、平成28年度「I Love 秋田産フェア」実施基準に基づき、フェアへの参加を届け出た事業者等とします。

(用途)

第2 ロゴ・ツール等の用途は、次のとおりです。

- (1) 「I Love 秋田産」フェアの開催
- (2) この他、県産農林水産物又はこれらを原材料の全部又は一部に使用する加工食品（以下「県産農林水産物等」という。）のPR及び消費拡大のためのイベント及びそれらの告知等
- (3) その他知事が適当と認めるもの

(手続き)

第3 本事業への参加と推進ツールの利用を希望する事業者は、平成28年度「I Love 秋田産フェア」実施基準第4に定める、平成28年度「I Love 秋田産フェア」参加届（兼ロゴ・ツール等使用申込書）を、メールもしくはファックス等で提出してください。

- 提出先 : 秋田県農林水産部農業経済課 調整・六次産業化班
- 住所 : 010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
- 電話 : 018-860-1763
- FAX : 018-860-3806
- e-mail : noukei@pref.akita.lg.jp

(ロゴ・ツール等の種類と提供可能数量)

第4 種類は、別に定める、平成28年度「I Love 秋田産フェア」参加届（兼ロゴ・ツール等使用申込書）の別記一覧のとおりです。

- 2 数量に限りがあるため、提供できるツールの数量には上限を設けています（別記一覧参照）。
- 3 ツール及びロゴ並びに各種データは、無償で提供します。
- 4 提供されたデータは、フェア参加事業者の責任において、自由に活用することができます。
- 5 提供されたデータを利用して製作、印刷する数量に制限は設けませんが、その経費は各事業者でご負担ください。

(ロゴ・ツール等の提供方法)

第5 量販店については、原則として卸売業者（秋田中央青果株式会社、丸果秋田県青果株式会社）を通じて提供しますので、卸売業者と調整してください。

- 2 直売所及びその他の事業者については、地域振興局農林部又は農業経済課から提供します。具体的な方法については、農業経済課（上記連絡先）にご相談ください。
- 3 各種ロゴ、ツール等のデータは、電子メール等で提供しますので、メールアドレスをお間違いのないようご注意ください。

(使用上の遵守事項)

第6 使用者は、提供されたデータをそのまま使用することとし、縦横比の変更や色の変更等を行わないでください。ただし、モノクロ印刷や印刷機の性能により色合いが変わる場合や、この限りではありません。

- 2 ロゴ・ツール等に表示や使用に関する事故、苦情が発生した場合の一切の責任は使用者に帰するものとします。使用者は誠意をもって必要な措置を講じてください。

(使用の中止等)

第7 県は、ロゴ・ツール等の使用に関し、次の各号いずれかに掲げる場合に該当すると認められるときは、その使用を差し止め、又は中止させることができます。

- (1) 県及び県産農林水産物等の信用、品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (3) その他知事が推進ツールの使用について不相当と認めたとき。

附 則

この規程は、平成28年6月13日から施行する。